



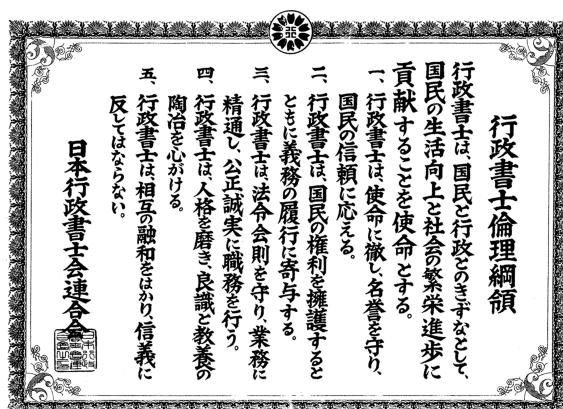
# 愛知

- 債権各論 契約についての研修会
- 広報月間PR活動
- 三県行政書士会合同訪問



# 目 次

Three Cheers for ジャパンラグビー、Three Cheers for 愛知会！！	副会長 市川 雅敏	1
債権各論 契約についての研修会		2
広報月間PR活動		2
三県行政書士会合同訪問		3
民法はこう変わる ⑫	名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子	4
倒産手続	弁護士 下出 太平	7
お知らせコーナー 研修会動画一覧		10
ライブラリ研修申込書		12
業務相談会のお知らせ		13
業務相談会申込書		14
会員訪問記（東三支部 足木 竜士会員）	会報委員 鈴木 愛理沙	15
各支部研修会のご案内		16
支部だより		18
事務局だより		28
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		30
コスモスあいちコーナー		35
あとがき		37



# Three Cheers for ジャパンラグビー、 Three Cheers for 愛知会！！

副会長 市川 雅敏

西暦1984年1月、今から35年前に遡る、聖地花園での全国高校ラグビー大会決勝は、今も世の記憶に残る名試合である。

外すはずのないキックが左にそれる。試合は12-18でロスタイム、ゴール前のスクラムからリードする側のスタンドオフがタッチに蹴り出し、試合を終わらせようとしたがミスキック、捕球した相手側がトライ（当時4点）を挙げ、次のキックをポストに通せば同点となり、両校優勝となる場面だ。

ボール地点は22mラインの内側、左タッチラインから5m、角度は55度、距離にして約30m、絶好の位置だった。外すはずがなかった。しかし、締めくくるキックはゴールをそれた。

物事には必ず因果があり、あとから知り得て、改めて心を奪われたことがある。実は二日前の準決勝に勝った後、主人公となる選手が、志望する大学二次受験のために試合後そのまま大分へ帰郷、受験と決勝が重なってしまったのだ。これが監督の口から報道陣に伝わり、「主将、決勝戦欠場」が明かされた。

事態が動いたのは翌日、大学側が試験時間を当人だけ午前6時からとし、決勝戦に間に合わせたのだ。なんという配慮か、これにより開始時刻の1時間前に、本人は花園に戻ることができた。

しかし、誤算があった。前日に大粒の雨が降り、グランドが予想以上にぬかるんでいたこと、そしてもう一つ、ポイント式のスパイクを実家に帰った際に置いて来てしまい、代わりに後輩に譲っていた練習用のすり減ったスパイクで決勝戦に臨み、結果、踏み込む軸足がぶれてしまったのである。

「彼は目を閉じて、枯れた芝生の匂い  
深く吸った…、長いリーグ戦締めくくる  
キックはゴールをそれた…♪」

この試合から着想を得た曲『ノーサイド』、1本のキックが勝敗を分ける明暗と、ユーミンの甘美な歌声が共鳴し、この決勝戦と「ノーサイド」という言葉が尚更深く、日本中のラグビーファンの記憶に刻まれた。

試合の終わりを告げる表現は、世界的には「フルタイム」だが、日本では今でも『ノーサイド（NO SIDE）』である。この言葉の持つ意味には、ラグビ

ーを愛する者のスポーツマンシップ、「レフリーの試合終了のホイッスルと同時に、敵側と味方側のサイド（側）無くなる。それ以後はプレイヤー全員が共に戦った（殴り合った！）仲間として互いの健闘を称え合う」ラグビー独自の文化、精神がその言葉に託されているのである。

19歳でラグビーと出会い、秩父宮での観戦一方だった私が、中三の息子を通じ、今まさに我が身をもって稽古球を奪い合っている、なんと見苦しいものか。それでも三年の月日が経過し、やっと「ノーサイド」の意味が分かってきた。カラダを張りあい、相手の体温、汗、臭い、肉体に自らをぶつけ合うことで、敵ではあるが、ジワーッと妙な一体感が生まれてくるのである。私がこれまで続けてきたスポーツには、間違なく存在しない感覚と言える。

では、果たして「ノーサイド」の精神が自分の仕事ぶりにあるか、愛知会設立以来、脈々と受け継がれてきた歴史の中で、今自分が役員として、これに恥じない務めが果たせているか、到底これには胸を張れずにいる。

険しき総務のヤマを仲間とともに登り続けているが、言えることはひとつ、サイド（側）はない、常にノーサイドなのである。人それぞれに個性、考え方のサイドは存在しても、是を超えて、制度向上や職域の維持拡大に向けて強くスクラムを組み、トライを目指す。そして常に相手を思いやり、認め合う。甘美過ぎると叱られるが、私はそう考え、向き合いたいのである。

ラグビーには、ラグビー憲章というものがWR（ラグビー国際統括団体）に存在する。これに謳われる五つの精神が品位、情熱、結束、規律、そして尊重である。私たちにも誇り高き倫理綱領がある。これに背を向けることがないよう、引き続き一会员として、役員としても精一杯の努力を続けたい。

9月20日から始まったラグビーワールドカップ日本大会も、本号発行の頃には無事に全試合が終了し、黄金のエリスカップが何処の国に渡されている。日本か否か、結果はどうであれ、我がチームの大躍進と大会の成功に、心よりエールを送りたい。

完

## 債権各論 契約についての研修会

国際・私法部 片桐 政勝

日 時 令和元年9月9日(月)

午後2時～4時30分

場 所 名古屋サンスカイルーム 2階A室

聴講者 105名、ライブ視聴50名

講 師 名城大学法学部教授 仮屋 篤子氏



令和2年4月1日から施行される改正民法（債権法）について、国際・私法部では施行に先立って「契約について」の研修会を名城大学法学部仮屋篤子教授をお招きして開催しました。

今回の研修会は、「契約各論」と題して「契約の成立」「契約の解除」「賃貸借契約」について、民法改正の要点を旧民法との対比を身近な事例により、分かりやすく解説して頂きました。

「契約の成立」については、意思表示の効力発生時期が到達主義に統一されたことで、従来の解釈とは異なる部分があり、様々な解釈があることなどが指摘されました。

「契約の解除」については、旧民法の解釈が整理されたことで、従来より分かりやすくなったことが紹介されました。

「賃貸借契約」については、一般的な賃貸借と不動産賃貸借を比較し、賃貸借契約のポイントを解説して頂きました。

講義の後、参加者から提出された質問に丁寧に回答頂き、今回の改正民法に対する理解をより深めることができました。

民法は、私たち行政書士にとって最も関係ある法律の一つであり、業務を遂行するに当たって避けては通れない法律です。今回の民法改正は成立以来の大幅な改正といわれており、今後の業務遂行に当たって十分な知識と理解が求められます。今回短い時間ではありましたが、改正のポイントを分かりやすく講義して頂き、大変充実した研修会となりました。

## 広報月間PR活動

広報部長 伊藤 直仁

日 時 令和元年9月25日(水)

午前10時～午後2時

訪問先 中日新聞社 広告局広告二部

部 長 山田 様

広報二部 緒方 様

東海ラジオ 営業局

局 長 佐々木 様

部 長 田中 様

第一営業部 岡本 様

訪問者 副会長 小柳津 えみ

広報部長 伊藤 直仁

中日新聞



東海ラジオ

「行政書士制度広報月間」のPR活動、また10月5日(土)開催の「行政書士による電話相談会」の案内として、中日新聞社様及び東海ラジオ放送様を訪問させて頂き、双方担当者の方より快い対応を受けました。話題は行政書士の業務内容の紹介、特に昨今話題の多い外国人の在留資格についての質問等、相談の多い案件につきお答えし、行政書士が幅広い範囲において県民の皆様方のお役に立てる活動をしていることを説明させて頂きました。

今後とも機会のあるたびに積極的な広報活動を行い、少しでも行政書士が県民の皆様方の身近な相談相手であることを知って頂けるよう活動していく予定です。

# 三県行政書士会 合同訪問

広報部長 伊藤 直仁

日 時 令和元年9月30日(月)

午前11時～正午

訪問先 NHK名古屋拠点放送局

広報・事業部 部長 佐々木 様

訪問者 愛知県行政書士会

副会長 小柳津 えみ

広報部長 伊藤 直仁

岐阜県行政書士会

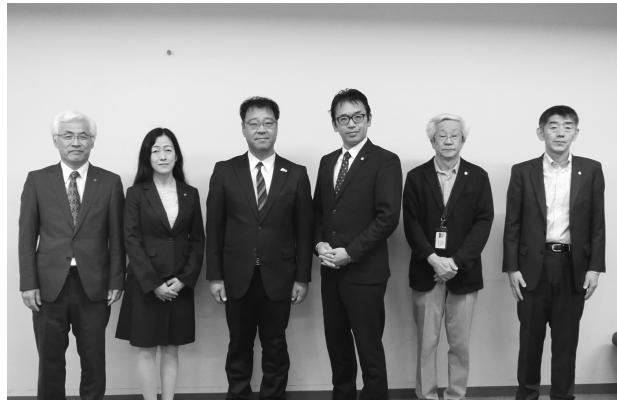
副会長 野村 公人

企画広報部長 吉川 英治

三重県行政書士会

副会長 橋本 幸典

広報部長 新田 洋



愛知、岐阜、三重の三県の行政書士会合同で、「行政書士制度広報月間」のPR活動として、NHK名古屋放送局を訪問しました。広報月間を全国的な取組みとして行っていること、各県主催の相談会の案内、広報活動の紹介を行い、その告知にご協力頂くこととなりました。応対頂いた佐々木部長には、各県の多様な活動内容にもご理解を頂きました。

訪問後、短い時間ではありましたが各県行政書士会の広報活動について意見を交換し、大変有意義な時間を持つことが出来ました。今後もこのような活動を継続し、行政書士制度の周知、発展に努めてゆきたいと考えています。

## ちょっとひと息 「著作権」

**Q** インターネット上で他人の著作物を利用する場合には、どのような行為について権利者の了解が必要ですか。

**A** [1] ネット上で入手した著作物を利用する場合と [2] 自分のホームページで他人の著作物を利用し送信する場合、[3] ファイル交換で音楽などを入手・交換する場合が考えられます。

[1] インターネットで他人の著作物を入手し、自分でそれを私的に複製利用することは自由です。しかし、それを複製し配布するなど私的利用の範囲を超えて利用することは認められません。自分のホームページに取り込んで利用することもできません。

[2] ホームページに他人の著作物を利用することは、複製及び自動公衆送信に該当し、著作権者の了解が必要です。実際に送信が行われなくても、著作物を入力し送信可能な状態にする行為も同様です。

[3] ファイル交換で音楽作品などをダウンロードする行為は、「私的使用のための複製」（第30条）と思いつかですが、一般的にファイル交換の場合は、自分が入手すると同時に公衆に向けて自分のファイルを送信可能の状態に置くことになりますから、権利者に無断で行えば著作権侵害となります。

出典：文化庁HP「著作権Q & A」より

# 民法はこう変わる

12

## ～賃貸借・経過措置～

名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子

### 賃貸借契約

#### 1. 賃貸借契約

今回の賃貸借の規定の改正は、そのほとんどが現行民法下での判例や学説を条文化したものです。そのため、現行民法ではわかりにくかった制度が、ずいぶんと分かりやすくなりました。先に行われた研修会でもお話ししましたが、重要な点をおさらいしておきましょう。

#### 1.1 不動産賃借権の対抗要件

賃貸借における現行民法下での論点の一つは、不動産賃借権の対抗力です。本来、賃借権は債権であるため、賃貸人以外の第三者に対しては、対抗できないのが原則ですが、不動産賃借権については、民法及び借地借家法の規定による対抗力が認められています。民法上の基本条文は現行法・改正法とともに605条であり、条文の文言の変更もほとんどありません（「その後」の削除、「その他の第三者」の追加）。より重要なのは、対抗要件を備えた不動産賃借人による妨害の停止の請求等にかかる改正民法605条の4でしょう。

#### 改正民法605条の4

不動産の賃借人は、第605条の2第1項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

- 一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求
- 二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求

この条文にいう「対抗要件」には、借地借家法10条及び31条の対抗要件も含まれます。この条文は、賃借権に基づく妨害排除請求権及び返還請求権を明文化したものですが、妨害予防請求権まで認めるものではありません（部会資料69A・51頁）。なお、物権的請求権については、不法占有者に対して物権的請求権を行使する場合には、対抗要件は不要とされていますが、不動産賃借権について対抗要件がない場合にはどうでしょうか？現行民法下ではこれを認める学説が有力です。本条は、これを否定するもの

ではありませんが、実際にどうなるかは、解釈に任せています。

#### 1.2 対抗力が認められた後の新所有権者と賃借人の関係

次に、対抗力が認められた結果、当該不動産の新所有権者となった者との間の法的関係はどうなるでしょうか？新所有権者が不動産の賃借人に対して所有権を主張する場合の賃借人との法律関係や、新所有権者として不動産賃借人に対して賃料を請求する場合の法律関係については理解しているものの、これらが法的にどうつながっているのかについては、曖昧なまま、個別の法律関係を覚えている方もいるのではないでしょうか？今回の改正では、その点が明確に条文化されました。

#### 改正民法605条の2

- (1) 前条、借地借家法第10条又は第31条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。
- (3) 第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。
- (4) 第1項又は第2項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第608条の規定による費用の償還に係る債務及び第622条の2第1項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。

改正民法605条の2第1項には、不動産賃借権が対抗要件を備えた場合に、当該不動産が譲渡されたときには、不動産の賃貸人たる地位が譲受人（新所有権者）に移転する旨、明記されました。この規定は、地上権者が賃貸人である場合において、当該地上権の譲受人にも類推適用されます（部会資料69A・46頁）。

また、賃貸人たる地位の移転を賃借人に対抗するためには、当該不動産の新所有権者に所有権の移転登記が必要であることも同時に明記されました。また第4項に、賃貸不動産の賃貸人たる地位が、新所有権者に移転する場合には、敷金返還債務と費用償還債務（必要費・有益費の償還債務）は譲受人たる新所有権者に承継される旨、明記されました。いずれも、現行民法下では判例・学説により認められていたことですが、これらを条文化することによって、よりわかりやすくなつたと言えるでしょう。

## 2. 改正民法の適用

先日の研修会では、今回の改正民法の適用関係についてのご質問がありました。例えば、賃貸借について、改正後に新たに締結された契約から適用されるのか？更新された場合には、どうなるのか？というご質問です。

改正民法は、様々な民法上の制度に関わる改正であるため、附則において詳細な「経過措置」が規定されています（附則〔平成29年6月2日法律第44号〕）。この連載で取り上げた制度に関わるもののみ、ご紹介しましょう。

### 2.1 経過措置

#### （意思能力に関する経過措置）

##### 第2条

この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第3条の2の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた意思表示については、適用しない。

#### （意思表示に関する経過措置）

第6条 施行日前にされた意思表示については、新法第93条、第95条、第96条第2項及び第3項並びに第98条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（2）施行日前に通知が発せられた意思表示については、新法第97条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### （代理に関する経過措置）

第7条 施行日前に代理権の発生原因が生じた場合（代理権授与の表示がされた場合を含む。）におけるその代理については、附則第3条に規定する

もののほか、なお従前の例による。

（2）施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新法第117条（新法第118条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### （無効及び取消しに関する経過措置）

第8条 施行日前に無効な行為に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の原状回復の義務については、新法第121条の2（新法第872条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（2）施行日前に取り消すことができる行為がされた場合におけるその行為の追認（法定追認を含む。）については、新法第122条、第124条及び第125条（これらの規定を新法第872条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### （時効に関する経過措置）

第10条 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（2）施行日前に旧法第147条に規定する時効の中斷の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

（3）新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

（4）施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

#### （債権の目的に関する経過措置）

第14条 施行日前に債権が生じた場合におけるその債務者の注意義務については、新法第400条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### （債務不履行の責任等に関する経過措置）

第17条 施行日前に債務が生じた場合（施行日以後に債務が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。附則第25

条第1項において同じ。)におけるその債務不履行の責任等については、新法第412条第2項、第412条の2から第413条の2まで、第415条、第416条第2項、第418条及び第422条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (2) 新法第417条の2(新法第722条第1項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。
- (3) 施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第419条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (4) 施行日前にされた旧法第420条第1項に規定する損害賠償の額の予定に係る合意及び旧法第421条に規定する金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨の予定に係る合意については、なお従前の例による。

### (債権者代位権に関する経過措置)

第18条 施行日前に旧法第423条第1項に規定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

- (2) 新法第423条の7の規定は、施行日前に生じた同条に規定する譲渡人が第三者に対して有する権利については、適用しない。

### (詐害行為取消権に関する経過措置)

第19条 施行日前に旧法第424条第1項に規定する債務者が債権者を害することを知っていた法律行為がされた場合におけるその行為に係る詐害行為取消権については、なお従前の例による。

### (契約の成立に関する経過措置)

第29条 施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込み及びこれに対する承諾については、なお従前の例による。

- (2) 施行日前に通知が発せられた契約の申込みについては、新法第526条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(3) 略

### (契約の効力に関する経過措置)

第30条 施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。

- (2) 新法第537条第2項及び第538条第2項の規定は、施行日前に締結された第三者のためにする契約については、適用しない。

### (契約の解除に関する経過措置)

第32条 施行日前に契約が締結された場合における

その契約の解除については、新法第541条から第543条まで、第545条第3項及び第548条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### (贈与等に関する経過措置)

第34条 施行日前に贈与、売買、消費貸借(旧法第589条に規定する消費貸借の予約を含む。)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。

- (2) 前項の規定にかかわらず、新法第604条第2項の規定は、施行日前に賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその契約の更新に係る合意がされるときにも適用する。

- (3) 第1項の規定にかかわらず、新法第605条の4の規定は、施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているときにも適用する。

### (不法行為等に関する経過措置)

第35条 旧法第724条後段(旧法第934条第3項(旧法第936条第3項、第947条第3項、第950条第2項及び第957条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

- (2) 新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

## 2.2 賃貸借の更新と改正民法の適用

賃貸借契約については、附則第34条の2項と3項に規定があります。更新については2項をご参照ください。2項には、改正民法604条2項の規定については、施行日以後の更新に係る合意がされるときにも適用するとあります。したがって、それ以外の改正民法の賃貸借に係る規定は、更新の場合には適用がないということになります(野村豊弘監修「民法改正で変わる!契約実務チェックポイント」日本加除出版 216頁参照)。

2年にわたって書かせていただいたこの連載も、今回で終了となります。長い間、お付き合いくださいまして、ありがとうございました。皆さま、いかがでしたでしょうか?新しい民法は、わかりやすくなりましたか?

# 倒産手続

弁護士 下出 太平

## 1 倒産手続の一般論

- (1) 様々な方が様々な理由によりやむを得ず借金（債務）を背負ってしまうことがあります。働いて返済を継続していくことで解決すれば問題ありませんが、利息がついてしまうこともあります。
- (2) そのような場合に、法律的にどのような手続が用意されているのかについて、ここでは個人の方に絞って、まず破産手続について説明し、これとの対比で各手続との異同、メリット・デメリットをご説明したいと思います。
- (3) また、外国人の場合は、こうした手続を利用できるのかといったこともご説明したいと思います。

## 2 破産

- (1) 破産とは、自分の財産・収入を全部充てても、全ての債務を弁済できなくなった場合に、全財産をお金に換えて、そのお金をすべての債権者に対し公平に分配し、債務を清算する制度です。裁判所に申立を行い、裁判所の手続の中で進みます。
- (2) よく聞かれることとして、破産すると日常生活にどんなデメリットがあるかということがありますが、破産者になっても、戸籍や住民票にその旨が記載されることはなく、選挙権・被選挙権を失うこともありません。また、「全財産をお金に換える」と書きましたが文字通りすべて換えるわけではなく、生活に必要な財産や一定のお金は自由財産として保持しながら生活ができます。家中のものが差し押さえられるというようなことはありません。

弁護士としては、一般の方が「破産」という響きからくるイメージで手続に進むことを躊躇する面があるように感じますが、破産であることなどを周囲に気付かれることは通常あり得ません。

ただし、無視できないデメリットとしては、警備員、保険外交員、宅地建物取引業者等のように資格によっては、破産手続に入ると資格が制限されるので注意が必要です。

また、破産手続を経ることで、それ以後、借

入ができず、クレジットカードなども作れなくなるということがあります、このデメリットは後述するすべての手続において共通です。

- (3) 次に、「破産手続」はあくまで財産を換価して、債権者に配当する手続のこと、自動的に借金がチャラになるわけではありません。すなわち、破産手続と同時に免責手続というものがあり、残存債務の支払義務を免れるためには、裁判所にこの免責を許可してもらう必要があります。免責の目的は、誠実な債務者に立ち直る機会を与えるというものですから、それに沿わないような事情（免責不許可事由）がある場合には、免責が受けられません。たとえば、自分の財産を隠して申立をしたような場合、浪費やギャンブルで債務を増やしたような場合、免責の申立前7年以内に免責を受けたことがある場合などが典型的にあげられます。

ただし、これらの事情があっても、裁判所の判断により、免責がおりることは十分あり（裁量免責）、感覚的には、上記のような免責不許可事由があるからといってすぐに諦める必要はないと思います。

- (4) 破産手続は様々な債権債務等に関する資料を準備して裁判所に提出する必要があることから、通常は弁護士や司法書士に依頼をして進めることになりますが、こうした専門家に依頼する費用が必要になります。

また、これとは別に裁判所に支払う予納金が必要になる場合があります。先ほど述べたとおり、破産手続においては、財産をお金に換えて配当するのですが、この換価手続は、裁判所が選任した破産管財人が行います。予納金は、こうした破産管財人に対する報酬として必要になります。各裁判所によって取り扱いが異なりますが、名古屋地方裁判所においては、最も少ない予納金が現状20万円となっています。

しかし、換価する財産もほとんどなく、破産に至った事情等にも問題がない場合は、破産宣告と同時に手続が終了する同時廃止という手続で終ることがあります。この場合は、財産を処分してお金に換えるという手続が省略され管財

人も選任されないため予納金も不要となります。したがって、破産者からすれば、管財人がつくかどうかということは、申立費用がどれくらいかかるかに直結するため小さくない関心事となります。

- (5) 裁量免責がなされるのか、同時廃止手続でいけるのか（手続費用がかかるか）といったことは、ある程度経験のある弁護士でないと判断が難しいところもあります。

無事免責がなされれば、借金はなくなります（ただし、税金や養育費などは免責対象となりません）。また、その後債権者からの異議がなければ復権といって、破産前の状態に戻り、資格制限もなくなります。他の手続と比べると最も経済的なメリットのある手続といえます。

### 3 任意整理

- (1) 任意整理は、裁判所の手続ではなく、弁護士が依頼を受けて代理人となり、個々の債権者と個別に返済額・方法について交渉を行うものです。合意内容に従って返済を行うわけですから、返済が可能な程度の収入があることが前提となります。
- (2) 任意整理を進めていく前提としては、債権者からこれまでの取引の記録を提出してもらい利息制限法に基づいて利息や元本の充当について引き直し計算を行って残元本を算出し、この元本を基準に返済方法を話し合います。

この過程において、借金を圧縮どころかむしろ返還してもらうことになるケースが、CMなどでもよく耳にする「過払い金」というものです。債権者が消費者金融であり、長期にわたって取引がなされているような場合には、過払い金が発生している可能性があります。これは、過去において、消費者金融が利息制限法を超える利息（いわゆるグレーゾーン金利）をとっていた場合ですが、今では、法律改正によりグレーゾーン金利は撤廃されましたので、最近、取引を開始したようなケースでは、債務が圧縮されたり、過払い金が発生したりということは原則ありません。

- (3) 任意整理はあくまで話し合いの手続であり、債権者が合意する必要があり、必ず債務が少なくなるわけではありません。ただし、すでに発生し今後発生する利息についてはカットした上で、その時点における元本を3年ないし5年の分割で支払っていくことで合意することはあり

ます。

債務額があまりに多くなってしまっている場合には、利息をカットしてもらえたとしても、あまり意味がなく、今後の収入からみて、本当に支払っていけるのかどうかを十分に検討する必要があります。3年以内の返済の目処が立たないような場合は、失業や病気などの問題が発生する可能性も高まり、途中で支払えなくなるということが経験的に多くあります。感覚的には債務総額が200万円を超えてくるような場合は、任意整理は難しいと感じます。

- (4) グレーゾーン金利を支払っていたことがあり、債務が圧縮されるのであれば、裁判所を利用しない簡易な手続としてメリットがあります。また、法律上資格の必要な方はこれを失う危険性を回避できます。弁護士へ依頼することにより弁護士費用がかかるることは破産手続と同様ですが、破産手続や個人再生と比較すれば安く済むことが多いと思われます。
- (5) 他方で、借入ができなくなり、クレジットカードなどは作れなくなることは同様であり、また、債権者に返済する総額としては、後述する個人再生よりも大きくなるのが通常です。

### 4 特定調停

特定調停とは、自分の財産・収入を全部充てても、全ての債務を弁済できなくなるおそれのある場合に、簡易裁判所において債権者と返済額、方法につき協議する手続です。合意内容に従って返済を行うわけですから、返済が可能な程度の収入があることが前提となります。

特定調停の場合も、任意整理と同様に、利息制限法による引き直し計算を行い、計算後の残債務額が解決基準となります。従って、内容的には任意整理とほぼ同じですが、簡易裁判所の調停手続において行うという点が異なります。

これも、あくまで話し合いで、相手方がこちらの提示した返済案に納得しない場合は不成立となります。任意整理と異なり、自らが手続を行い、裁判所の関与によって、弁護士費用をかけずに手続が進められるという点がメリットといえます。

### 5 個人再生

- (1) 個人再生手続とは、自分の財産・収入を全部充てても、全ての債務を弁済できなくなるおそれのある場合に、総債務額の一部を分割返済するという再生計画を裁判所に提出して認可を受

けたうえで、その計画とおりに分割返済を行えば残債務については支払義務を免除されるという制度です。

- (2) 個人再生の大きなメリットは主として2つあげられます。

まず、破産・免責手続と違って資格制限や免責についての制限はありません。前述のとおり、破産した場合は、資格が必要な仕事において制限事由となってしまう場合がありますが、個人再生手続を行っても資格制限を受けることはありません。また、破産では、不誠実なことをした（免責不許可事由のある）破産者は免責されないリスクがありますが、こうした免責不許可事由あっても個人再生手続には問題がありません。

2つ目は、住宅ローンがある場合でも住宅を手放すことなく負債の整理が可能ということも大きなメリットになります。すなわち、持ち家がある場合に、住宅ローンだけは今までどおり支払を継続させ、その他の債務を圧縮することで、持ち家にそのまま居住し続けられるということになります。

- (3) ただし、この手続を選択するにあたっては、定期的な収入が見込める、あるいは給与その他これに準ずるような定期的収入を過去の一定期間にわたって受領しているなど、収入に関する要件が必要となります。また、返済は原則として3年間の分割払いとなっていますが5年までの期間を伸ばせることも少なくはありません。なお、総債務額が5000万円を越える場合にはこの手続は利用できません。返済額については最低基準額が定められており、債務総額の5分の1または10分の1（最低100万円、最高500万円で債務の大きさによって変わります。）ですが、資産状況や年収によってはこれ以上の金額を弁済しなくてはいけない場合があります。

- (4) 当然ですが破産手続と異なり一定の返済が前提になります。新たな借金ができずカードも作れないこと、費用がかかること（弁護士費用、ケースにより裁判所の予納金）は破産手続と同様ですので、資格制限の問題や住宅ローンの問題がない場合にあえて破産ではなく個人再生を選択することは、経済的な側面でいえば合理的ではないでしょう。

## 6 外国人の場合

- (1) 外国人でも上記のような手続がとれるのかと

いう質問がありますが、結論的にはいずれの手続も問題なく利用ができます。

- (2) 破産法3条では、外国人も破産手続においては日本人と同一の地位を有することが確認されています。また、民事再生法3条においても同様に外国人が日本人と同一の地位を有するとされています。

こうした規定は内外人平等主義といわれ、外国人も同様に取り扱うことと規定しているものです。以前は、当該外国人の本国において、日本人に同等の権利を認めている場合に限って、その外国人に同等の権利を与える相互主義だった時代もあったようですが、現在はすべての外国人が破産や個人再生の手続がとれることになります。

- (3) 任意整理も特定調停も、外国人ということによる制限はありません。
- (4) 外国人が破産等の手続をとった場合でも、そのことにより在留資格に直ちに問題が生じる（退去強制事由になる）といったことはありません。ただし、在留資格によって、更新の際に、問題が生じる余地はありますので、この点は手続を進める上で、きちんと把握しておく必要があります。たとえば、経営管理ビザである場合に、破産によって会社がなくなり経営できなくなれば、在留資格の更新判断に影響があるでしょう。

- (5) また、外国人の破産の場合は、手続が複雑化、長期化する可能性があります。すなわち、申告すべき財産は日本国内にあるものだけとは限らず、海外に存在する財産も申告する必要があります。外国人の方は海外にお金を送金していることが多いと思いますので、海外の口座に預金があるのであれば、これを提出する必要があります。また、外国の債権者がいれば、これも申告する必要があります。こうしたことから、外国人の場合は、財産や債権者の調査に通常よりも時間がかかる可能性が高いということは頭に入れておく必要があります。

- (6) とはいっても、外国人だから手続ができないということではなく、選択肢として十分検討する必要があると思います。

以上

## 研修会動画一覧

ライプラリ研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライプラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライプラリ】 - 【研修会ライプラリ】にて各自で視聴してください。

(令和元年9月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライプラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×
7	建設環境部	531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
8		553	R 1. 8.27	業務研修会（愛知県の令和元年度廃棄物行政について）	○	×
9	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
10	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
11		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会 (初心者のための在留資格認定証明書交付申請)	○	○
12		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
13		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
14		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
15		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
16		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
17		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
18		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
19		521	H28. 1.28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
20		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
21		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
22		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
23		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
24		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
25	国際・私法部	542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 (永住許可申請について、パスポートの見方)	○	○
26		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
27		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
28		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
29	土地利用部	516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	○
30		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	○
31		527	H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
32		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
33		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
34		538	H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
35		544	H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	○
36		545	H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
37		548	H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
38		550	H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
39		552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
40	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
41		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
42		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
43		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
44		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○

## ライブラリ研修申込書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申込者	氏名		
	支部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号	TEL ( ) -	
	メールアドレス	FAX ( ) -	

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日△時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

## 誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

## 【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡  
いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/  
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド  
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄

## 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

### 初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

#### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

#### 【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

### 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 每月第1水曜日

時 間 午後1時30分

※初心者対象

### 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 每月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

### 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 每月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

### 初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 每月第1水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和元年11月1日

会員各部

建設環境部  
運輸交通部  
国際・私法部  
土地利用部  
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

**業務相談会申込書**

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立（法人登記以外）に限定】

支 部		会員番号	
氏 名			
開催日	月 日 ( )	電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

# 会員訪問記

東三支部：足木 竜士会員  
会報委員 鈴木 愛理沙



今回は東三支部の若手ホープ、足木竜士会員を訪問させていただきました。

一まずは簡単なプロフィールをお聞かせ願えますか

豊川市出身なのですが、高校は豊田西高校という西三河の高校に通いました。一浪の後、中央大学法学部へ進学し、4年間法律と政治について学びました。

一ゼミへは入っていましたか？

少し珍しいのですが、「家族法」のゼミを専攻していて、相続法・養子縁組制度等を中心に研究をおこないました。

一大学卒業後は？

大学卒業後は愛知に戻り、実家の土地家屋調査士事務所の隣で行政書士を開業し、去年からは宅建士を兼業し現在に至っています。また、当事務所の隣が父の調査士事務所ということもあって、測量・登記関係の仕事を一緒に手掛ける機会も多くあります。

一行政書士になろうと思ったきっかけは何ですか？

大学1年の時に父から、実家の仕事の助けにもなるので行政書士の資格を取らないかと勧められ、大学2年の時に取得したのですが、当時は大学生ということもあって、資格取得後すぐに開業登録はしませんでした。その後、父の調査士業務に付随する農地法関連の案件や、当時お手伝いをしていた弁護士事務所で、主に農地法が関係する業務をこなしていくうちに、許認可業務の奥深さと面白さに気づいたのが大きなきっかけとなりました。

一現在の専門業務は何ですか？

農地法関係、相続、遺言書、遺産分割協議書の作

成関係、建築許可、それに付随する道路・水路占用許可、国有地払い下げ許可といったものが主なところですね。ごくたまですが、動画投稿者(youtuber)の方から、河川敷の利用やドローンを飛ばしたいということで、必要な許可・届出等のアドバイスを求められることもあります。

一趣味や特技を教えて下さい

ピアノとハンドフルート、それから温泉ですね。泉質は硫黄泉が好みなので、奥飛騨・草津・別府あたりが良いですね。ピアノは大学のサークルがきっかけではじめたのですが、実は未だに楽譜は読めません！おさえる鍵盤の位置が光る動画や弾いている人の手元、音を聞いて曲を覚えます。

一独特な練習方法ですね。どういった曲を弾かれるのですか？

新世紀エヴァンゲリオン等のアニメ主題歌です。サークルに入ったきっかけも新歓コンサートで好きなアニメの曲を演奏していたのがきっかけだったので、自分が演奏する曲もアニメ音楽ですね。

一ハンドフルートとはどんなものでしょうか

やってみますね。～♪（手を組み合わせて息を吹き、演奏）こんな感じです。

一フルートのような澄んだ音色で、音階も美しいですね。

一では最後に新入会員の方達へ一言お願いします

私の所属している東三支部は大先輩方が数多くいらっしゃるのですが、このように長く現役を続けられる仕事だからこそ、新入会員の皆様には自分の仕事に誇りをもって、専門分野で40年50年末永く一線で働き続けてほしいです。

足木会員におかれましては、今回急なお願いにも関わらず、快くインタビューをお引き受けいただき誠にありがとうございました。

ボランティアの依頼を受けて老人ホームや小学校に赴き、特技のハンドフルートを披露することもあるという足木会員。どうぞこれからもその幅広い知識と行動力で行政書士会を引っ張っていってください。

# 各支部 研修会 の ご案内

## 岡崎支部主催研修会のご案内

1. 研修会タイトル：岡崎支部 建設業許可業務についての研修会
2. 開催日時：令和元年11月28日(木)  
午後2時～4時（受付開始午後1時30分より）
3. 研修会場：岡崎市図書館交流プラザりぶら 1階 103会議室  
(所在地 岡崎市康生通西4-71)
4. 研修内容：建設業許可業務の概要と新規許可申請について  
(建設業許可業務の申請取扱い経験が少ない先生向けの内容です)
5. 講 師：米村 篤史会員
6. 資 料：当日配付（無料）
7. 定 員：30名（先着順）（補助者同伴も可）
8. 申込方法：11月15日(金)までに下記申込書に必要事項を記入のうえ  
担当者 米村へFAX（0564-71-0032）又は  
メール（yone@yonemura-office.com）でお申し込みください。

~~~~~  
11月28日開催の岡崎支部 建設業許可業務についての研修会申込書

|         |         |
|---------|---------|
| 支部名：    | 氏 名：    |
| T E L : | F A X : |

## 名古屋支部主催研修のご案内

1. 研修会タイトル：『私が行政書士として生きる理由』
2. 開催日時：令和元年12月13日(金)  
午後6時30分～8時 受付開始：午後6時より
3. 研修会場：ワインクあいち 11階 1104会議室  
名古屋市中村区名駅4丁目4-38
4. 研修内容：行政書士の魅力や可能性について、既存のイメージにとらわれない活躍法を伝えていただきます
5. 講 師：佐賀県行政書士会副会長・特定行政書士・法学修士  
行政書士徳永法務事務所 代表 徳永 浩先生
6. 資 料：当日配付
7. 定 員：60名（先着順）名古屋支部外の会員は参加費1,000円を申受けます
8. 懇親会：名駅周辺 参加費 4,000～5,000円程度
9. 申込方法：12月6日(金)までに下記メールアドレスまたはFAX宛お申ください
10. 申込先：行政書士法人中村事務所  
メール info@naka-gyo.jp FAX 052-451-2264

---

### 12月13日開催の名古屋支部研修会申込書

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 支 部 名：<br>事務所名：       | 氏 名：  |
| TEL :                 | FAX : |
| 懇親会への参加      参加 : 不参加 |       |



# 支部だより

名古屋  
支部

## 常設無料相談会 (8月)

会報委員 金丸 洋

日 時 令和元年 8月20日(火)

午後 1時～4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター一階ロビー

相談員 山田 安政会員、飯田 徹会員、

佐々木 健一会員、陸 遥会員

件 数 3件



8月20日(火)に名古屋市中村生涯学習センター一階ロビーにて行いました。地下鉄の広告で無料相談会を知ったという方からの相談で始まりました。まず契約書の書き方についての相談でした。続いて相続、土地、名義変更等の手続きについて困っているという相談も受けました。

2件目の方も地下鉄の広告を見て知ったとのこと、地下鉄の広告は、かなり有効であるようです。相続に関し、遺言や生前贈与の相談でした。

3件目も、地下鉄の広告から知ったようです。相続についてのご相談でした。60代の男性の方で兄弟姉妹の方が最近亡くなられたので、手続きに悩まれているとのことでした。限定承認などの手続きなどを交えて、回答しました。

今回はいずれも、相続についてのご相談でした。

昨今の高齢化に伴い、相続についての問い合わせはますます増えていくのではないでしょうか。

海部  
支部

## 令和元年度 第1回研修会

会報委員 新田 賢治

日 時 令和元年 8月21日(水)

午後 6時30分～8時30分

場 所 津島市生涯学習センター



津島市生涯学習センターにて令和元年度第1回海部支部研修会を開催しました。講師は昭和支部の早川信康会員をお招きし、「初めての入管業務」として入管業務の基礎中の基礎をお話ししていただきました。しっかりと作り込んだ資料に加え、聞き手に配慮した話し方でとても分かりやすく講義をしていただきました。受講した会員の皆様も入管業務の基礎を理解することができたと思います。

研修会後の懇親会においても、早川会員を始め会員のみなさんが自身の経験を活発に共有するなど内容の濃い研修会となりました。

海部支部のエリアは都市部から少し離れた場所に位置するため、農地転用や建設業許可といった業務をメインとされている会員の方が多いのですが、実は多くの方が国際業務も経験されているということが分かりました。

今後、外国人が活躍するエリアは都市部だけに限りません。これから国際業務の広がりを感じる研修会となりました。

中央  
支部令和元年度第1回土地  
利用業務部会研修会

会報委員 清水 良枝

日 時 令和元年7月25日(木)  
 午後6時～8時  
 場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
 講 師 本多 証一会員(中央支部)  
 テーマ 『分家住宅、徹底解説』  
 出席者 29名



令和元年度第1回土地利用業務部会研修会は、中央支部の本多証一会員を講師にお招きして、行政書士土地利用業務の基本中の基本である分家住宅に特化して、都市計画法許可申請の中から「平成29年2月改正後の愛知県開発審査会基準における分家住宅について」徹底解説をしていただきました。

昭和45年11月23日（いわゆる線引き）以前からの直系尊属が、現在も所有している土地に、所有者の子や孫が住宅を建築する「一般分家」と、知事指定の大規模集落内において、昭和45年11月24日以降に取得した土地、あるいは取得する土地に住宅を建築する「大規模分家」。この両者の違いと共通点を、具体的にわかりやすく解説していただきました。

テーマである「分家住宅」の解説のなかで、要所要所に、市街化調整区域・農地法・開発許可や建築許可についてもご説明を挿入して下さったので、初心者の会員も、土地利用業務の全体像をつかむことができたようです。

後半には、土地利用業務を行う上での注意点や、相談を受けてから許可までの流れをご説明いただきました。

分家という古めかしい用語に、まず最初に戸惑いを感じてしまうのですが、経験豊富な本多会員の解説のおかげで、突破口が開けた気がいたしました。

名南  
支部『瑞穂区民まつり2019』  
イベント出店

会報委員 長峰 均

日 時 令和元年8月3日(土)  
 午後4時30分～8時30分  
 場 所 パロマ瑞穂レクリエーション広場  
 出席者 14名(支部会員)  
 来場者 延23,000人



今回で3年続けての「瑞穂区民まつり」への出店です。お手伝いいただく会員も定着し、暑い中、皆手慣れた動きで準備する事ができました。

区民まつりへの出店趣旨は、毎年述べますように『地域との交流の場を利用し、「街の法律家」である行政書士を知って頂く』事が目的です。

催しは、例年のように「無料相談コーナー」「ゆきまさ君お絵かき・下敷き作成コーナー」「ぬいぐるみと写真を撮ろう」「ケミカルライトで遊ぼう」の4本立てです。相談コーナーは遺言・相続関係が4件で、鈴木、河邊会員と長峰が担当しました。昨年相談に来られた相談者も来店され、昨年度のアドバイス状況を知る良い機会にもなりました。お絵かきコーナーでは絵かき題材を3種類から5種類に増やしたこともあり、120人以上の子ども達の参加があり、元木、川村、中島、土本、貝田、瀧谷会員が入替りで対応して頂き、例年以上の盛り上がりとなりました。ぬいぐるみコーナーでは、「ピンクのカバさん」に扮した野崎会員が、子ども達の人気者として、汗だくになりながら奮闘してくださいました。毎年ご苦労様です。弁当・飲料水の準備手配、会計等の統括は、山本、青木、山田会員が担当してくださいました。石川支部長も状況確認と手伝いのため参加されました。最後は、ケミカルライト(蛍光棒)を区民まつり参加者に無料配布し、例年より早めに終了しました。

今年は、昨年の猛暑に較べ少し楽ではありましたが、それでも暑い！！そのような中、野崎会員準備のスポットクーラーは威力を發揮しました。

担当・協力してくださいました会員皆様、大変ご苦労様でした。

中央  
支部

## 令和元年度第1回 支部研修会

会報委員 清水 良枝

日 時 令和元年8月5日(月)  
午後6時～8時  
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
講 師 内藤 広子支部長  
平松 里香副支部長  
(一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター愛知県支部)  
テ マ 『成年後見制度に関わる相談の実務をロールプレイで学ぶ』  
出席者 21名



中央支部の令和元年度第1回支部研修会は、一般社団法人コスマス成年後見サポートセンターの内藤広子支部長、平松里香副支部長をお招きし、終活・相続・遺言・成年後見などの相談を受ける際のスキルアップ向上を図り、ロールプレイを中心とした研修会を行いました。

最初に内藤広子支部長より、成年後見制度の概要をご説明いただき、次に平松里香副支部長より、相談を受ける心構えや福祉制度についてお話をいただきました。

ロールプレイでは、四人一組となり、相談者役と相談員役を交代で行いました。最初に、相談者役に、相談事例の用紙が配されました。相談事例は全部で4つあり、それぞれの相談者が、親、息子、本人、障がい者相談支援センターの職員となっておりました。相談者役は、相談員役に、その事例に沿った内容を話していきます。相談員役は、必要な情報をうまく聞きださなければいけません。それは、的確な回答をするために、とても重要なことだと認識しました。

最後に、内藤支部長に各事例の重要なポイントを解説していただき、解決策も示していただきました

ロールプレイにおいて、相談者役・相談員役になって初めて気づく点も多く、まさに実践的な研修会でした。

一宮  
支部

## 令和元年度法人経 営部会研修会

会報委員 奥 智子

日 時 令和元年8月28日(水) 午後6時～8時  
令和元年9月18日(水) 午後6時～8時  
場 所 尾張一宮駅前ビル(iビル) 6階小会議室



一宮支部令和元年度の法人経営部会研修会が8月28日(水)と9月18日(水)の両日、午後6時より行われました。

第1回目8月28日の講師は、同支部の今川裕樹会員(写真左)による『BCP(事業継続計画)の概要について』をテーマに、当日参加者は5名で開催しました。

BCPとは、「Business Continuity Plan」の略で事業継続計画と呼ばれるものであり、自然災害等により企業が事業遂行上支障をきたす事態を想定し、事業活動停止等による被害を最小限に抑え、迅速に業務活動を回復するための方法や手段を事前に計画・策定することを言います。

その中で我々行政書士がBCP策定コンサルティングとしてBCP策定に関わり、さらに「事業継続力強化計画」認定手続を支援し、企業が税制優遇や補助金等有利な評点を得られる一助となることを学びました。

また、第2回目9月18日の講師は、同支部の朝日健二会員(写真右)による『補助金申請実務について』をテーマに、当日参加者は6名で開催しました。

今回の講義では、ほぼ毎年国が公募する「小規模事業者持続化補助金」の申請実務について教わりました。申請書作成に伴う留意点や採択を受けるための審査観点などを熟慮しながら作成にあたることを教わりました。

その中でもクライアントが目標達成するための『ストーリー立て』が最も重要であることからそのストーリーを実現するために具体的な内容を「経営計画書」や「補助事業計画書」などに反映させることが大切で、かつその内容表現力が採否結果に大きく影響することを学びました。

0  
中央  
支部

## 令和元年度第1回法人 経営業務部会研修会

会報委員 清水 良枝

日 時 令和元年8月29日(木)  
午後6時～8時  
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
講 師 谷口 正信会員(尾張支部)  
テーマ 『図面作成における基礎知識』  
出席者 31名



令和元年度第1回法人経営業務部会研修会は、尾張支部の支部長でいらっしゃる谷口正信会員を講師にお招きし、初心者向けにCAD操作(JW\_CAD)を中心とした研修会を行いました。また、図面が必要とされる“風俗営業許可”や“食品営業許可”についてもご講義いただきました。

初心者向けの研修会ということで、まずは無料のJW\_CADをダウンロードするところからご説明いただきました。続いて、縮尺について、線や円の描き方、中心線の引き方、寸法、文字入力といった基本操作と各設定方法をご説明いただきました。講師には、JW\_CADの画面を載せたレジュメを作成していただきまして、操作の手順が非常によくわかりました。

後半では、「スナックを開きたい」という一本の電話がかかってきたという設定で、まずその電話で聞くべきこと、初回面談で説明すべきこと、現地調査でチェックすべきこと等から、測量、そして図面に至るまでをチェックシートというスタイルで示していただきました。基本事項のみならず、浄化委員会の現地調査を見越した内容の講義でした。その他、食品営業許可についても同様にご解説いただきました。

研修会終了後に開催された懇親会では、名刺交換も盛んで、会員同士の新たな交流も生まれていました。

0  
尾張  
支部

## サマーミーティング

会報委員 加藤 敏明

日 時 令和元年8月30日(金)  
午後6時～8時  
場 所 ホテルプラザ勝川  
出席者 56人



尾張支部では平成29年からサマーミーティングと題して、8月に支部会員の交流を目的とした宴会をしています。過去2回は春日井市内の飲食店で行われましたが、今年は毎年の支部定時総会と忘年会を行っているホテルプラザ勝川で行いました。なぜかというと、今年の忘年会を小牧駅前の名鉄ホテルで行う予定があるためです。

会は谷口支部長の挨拶から始まり、ビュッフェ形式の食事とお酒を頂きながら、支部会員間で交流を深めることができて、大変有意義な時間を過ごすことができました。打田会員を始めとした、このような機会を準備してくださった会員の皆さんに対して、参加者全員が感謝の気持でいっぱいだったと思います。

当日はカラオケ大会とbingo大会も行われました。カラオケ大会では、重鎮の加藤強会員による素晴らしい歌唱に、一同が陶酔していました。bingo大会では参加者それぞれが豪華絢爛な景品を引き当て、感謝感激の大絶賛でした。

大変素晴らしい宴会ではあったのですが、料理だけは残念なものでした。支部定時総会や忘年会では素晴らしい料理を提供してくれるホテルプラザ勝川が、この日はレトルト食品や冷凍食品のような味の料理が多く、調理してから時間が経過していたのか、冷めて味が更に落ちていました。

ともあれ、このように支部会員間で親睦を深められたことは大変有り難く、暑気払いもできましたので、今後もこのような企画が多く行われることと尾張支部の益々の発展を願いました。

〇  
豊田  
支部

## 令和元年度第1回 国際・私法部研修会

豊田支部 工藤 真由美

日 時 令和元年8月29日(木)

午後3時～5時

場 所 豊田商工会議所 401



令和元年度第1回国際・私法部研修会では、第1部として、「遺言改正について」の講師を杉浦美紀会員、第2部「相続法改正の概要について」の講師を東福宏恵会員に務めていただきました。

第1部では、自筆証書遺言に関するルールが変わり、平成31年1月13日以降に自筆証書遺言をする場合には遺言方式の緩和が適用され、その新しい方式に従って作成することができるということでした。

民法第968条第1項は、自筆証書遺言をする場合

には、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自書（自ら書くことをいいます。）して、これに印を押さなければならないものと定めています。今回の改正によって新設される同条第2項によって、自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録（以下「財産目録」といいます。）を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいことになります。また、自筆証書に財産目録を添付する方法について、特別な定めはなく、本文と財産目録とをステープラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言書の一体性を明らかにする観点からは望ましいものであると考えられます。自筆証書に財産目録を「添付」する場合に関するものですので、自書によらない財産目録は本文が記載された自筆証書とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできないとのことですので、改正点をしっかりと把握しておかなければならぬという事が、勉強になりました。

第2部では、相続に関するご説明くださいました。配偶者短期居住権や配偶者居住権、遺産分割等に関する見直しもあり、自分の業務分野ではないことが学べました。

遺言・相続については、業務の有無にかかわらず、知つておいた方が自身のためになることがたくさんありますので、杉浦会員や東福会員の豊富な知識とご経験を見習い、業務に取り入れていきたいと思いました。

### ちょっとひと息 「著作権」

**Q** 著作物の利用許諾を受ける場合と、著作権の譲渡を受ける場合とでは、著作物の利用について、どのような違いがあるのでしょうか。

**A** 利用許諾の場合は、利用者は許諾に係る利用方法や条件の範囲で著作物を利用できますが、これらの範囲を超えた利用はできません。一方、著作権の譲渡を受けた場合は、譲受人は著作権者になり、自分が著作物を利用できるのはもちろん、他人に著作物の利用を許諾することも可能になります（第61条第1項）。なお、どちらの場合も著作者人格権は著作者に残っていますので、原則として著作物の利用の際に内容の改変等はできません（第59条）。また、著作権の譲渡については、「すべての著作権を譲渡する」と契約しても、法律上、二次的著作物の創作権（第27条）、二次的著作物の利用権（第28条）は、特掲しない限り、譲渡人に残っていると推定されます（第61条第2項）

出典：文化庁HP「著作権Q & A」より

〇  
東名  
支部

## 暑気払い

会報委員 服部 弘美

日 時 令和元年 8月31日(土)

午後 6時～8時

場 所 徳川焼肉センター

出席者 27名



令和元年度の東名支部の暑気払いは、名古屋市守山区の「徳川焼肉センター」で行いました。

名鉄小幡駅からほど近いこともあってか、例年にも増して、多くの会員の方にご参加いただき、とても賑やかな暑気払いとなりました。

会は相馬支部長のご挨拶、河本会員の乾杯の合図により始まりました。

今回はテラス付きの個室で、室内バーベキューのコースです。テラスには2台のバーベキューコンロが設置されており、各自でお肉や海鮮などを焼くセルフ形式でしたが、アウトドアが得意な会員の方が暑い中、一手に焼き場を引き受けてくださり、各テーブルへと食事を運んでくださいました。

炭火で焼いたお肉や海鮮、野菜はどれもとても美味しく、みなさん何杯もビールをお代わりしていました。

会が進むにつれ会話も弾み、日頃の業務についてのお話や、情報交換、プライベートや趣味のお話をしたりと、どのテーブルも大変盛り上がっていました。

2時間程の暑気払いもあつという間に過ぎ、最後は日比野会員の一本締めにて散会となりました。

まだまだ暑い日が続きますが、暑気払いを養った英気で、残暑も乗り切っていきましょう。

〇  
岡崎  
支部

## 親睦旅行会『浜松・掛川 美食と癒やしの旅』

会報委員 伊東 育

日 時 令和元年 8月31日(土)

参加者 23名



毎年夏の時期に恒例の岡崎支部親睦旅行が開催されました。総勢23名を乗せたバスは静岡県浜松市に向かって出発し、最初の目的地の“スズキ歴史館”に到着しました。3Dシアターで自動車の生産工程を見たり、開発当時の二輪車や四輪車の実物展示を見たりして、スズキの歴史を学ぶことができました。

昼食は明治25年創業の「藤田」にて老舗のうなぎ料理の味を堪能しました。地元のお客さんも沢山来店していました。

お腹一杯の状態になり、“掛川花鳥園”に移動しました。暑さに負けずに元気に泳ぐペンギン、ほとんど動かないハシビロコウ、人間の腕に大人しく乗っているフクロウなど多数の鳥と美しい花々に囲まれ癒やされた午後のひとときでした。

そして最後の目的地である“アクティ森”では、陶芸体験をしました。手回しろくろを使う「手ひねり」という方法で、マグカップや料理皿など各人の思いの作品を造りました。今日の作品は焼いてもらい、後日自宅に配送されます。到着が楽しみです。

帰路の車中では恒例のbingoゲームで盛り上がりました。電気ケトルや卓上扇風機など生活に役立つ嬉しい賞品ばかりでした。最後まで明るい雰囲気が続き、親睦旅行の目的通り親交を深めることができ、充実した一日となりました。

碧海  
支部

## 令和元年度 親睦会

会報委員 磯部 千恵

日 時 令和元年9月5日(木)

午後6時～8時

場 所 天空のビアガーデンSKYTERRACE33刈谷  
駅前店

参加者 25名



9月5日に、刈谷駅前の天空のビアガーデンSKYTERRACE33にて、碧海支部の親睦会が開催され、25名の会員が参加しました。

この日は、座っているだけで汗が噴き出すような蒸し暑い日で、お店では暑さ対策にコールドスプレーが提供されていましたが、一生懸命お肉を焼いているうちに、暑さなんてどこかへいってしまいました。食べ放題飲み放題で、脂ののったお肉やたくさんの一品料理の他に、デザートや懐かしい駄菓子などメニューが充実していました。各々好きなものを取ってきて食べながら、業務に関する情報交換や名刺交換をして盛り上がり、あっという間の2時間でした。

支部の会員同士の貴重な交流の場なので、今後も多くの方に参加していただければと思います。

岡崎  
支部

## 『旅行業登録の基礎』

岡崎支部 片桐 政勝

日 時 令和元年9月12日(木)

午後2時～4時30分

場 所 岡崎市図書館交流プラザ「りぶら103」

講 師 片桐 政勝会員

出席者 6名



### 研修概要

1. 旅行業とは
2. 旅行業の種類
3. 旅行業取扱管理者制度
4. 基準資産額
5. 保証金
6. 旅行業登録の申請書類
7. 質疑応答

今回の研修会は「旅行業登録の基礎」と題して、行政書士業務ではあるものの、あまり馴染みのない旅行業登録申請について、旅行業の基礎知識と実際の登録申請の実務を中心に、情報提供する観点で実施しました。

最初に、旅行業法の構成や旅行業申請の要件の柱である取扱管理者制度と基準資産額について、要点を説明しました。

次に、実際の登録申請書類を元に、書類作成の仕方について説明しました。

最後の質疑応答では、受託の経緯や受託報酬など、今後実際に業務を行う上で関心のある質問がありました。

また、あまり依頼は多くないものの、「街の法律家」でもある行政書士として、取り組んだ事例などを交えてお話をさせて頂き、少しでも会員の皆さんの業務の幅を広げる機会になれば幸いです。

0  
3支部  
合同

## ボウリング大会(中央・名古屋・昭和支部)

昭和支部 早川 信康

日 時 令和元年9月14日(土)

午後4時～6時

場 所 スポルト名古屋

参加者 37名（3支部合計）



名古屋市千種区のスポート名古屋にて、9月14日午後4時から午後6時頃まで「中央・名古屋・昭和支部3支部合同ボウリング大会」が37名の参加で開催されました。

昭和支部の千田久人支部長の挨拶のあと、竹田勲会員が始球式を経て、ボウリングを2ゲーム行いました。1人2ゲームを原則とし、2ゲームを投げられない会員については、2人1組でのペア参加となりました。

ストライクを出した際には飛び上がって喜び、お互いにハイタッチする一方、スペアが取れなかつた際には悔しがるなど、普段の仕事の場面では見ることのない一面を垣間見ることができました。

当日は残暑の厳しさもいくぶん弱まり、ボウリング大会日和となりました。

また、その後は近隣にあるビアホールレストラン浩養園に移動し、懇親会となりました。普段は交流のない他支部の会員との交流をする機会となり、大変有意義な時間となりました。

今回が初の試みではあったものの、第2回も実施してほしいとの意見が多く聞かれるほどの盛り上がりとなりました。

写真は優勝者の名古屋支部の中村修一会員です。おめでとうございます。

0  
知多  
支部

## 研 修 会

会報委員 間瀬 洋平

日 時 令和元年9月14日(土)

午後2時～2時15分 受付

2時15分～4時15分 研修

4時15分～4時45分 質疑応答

場 所 半田商工会議所 大会議室

講 師 清水 浩二弁護士（愛知県弁護士会所属）

テ マ 『民法改正（相続法）』

出席者 34名



9月14日(土)に半田商工会議所大会議室にて、清水浩二弁護士を講師に迎え、研修会が行われました。今回の研修のテーマは民法改正で、多くの会員の業務に関係の深い相続法についてご教授いただきました。

- ・自筆証書遺言の方式の緩和と金融機関の対応
- ・遺贈における特定物と不特定物の規定
- ・法定相続分を超える部分の対抗問題と対抗要件の具備
- ・遺留分算定の基礎となる財産の算定期間
- ・遺留分侵害額請求の金銭債権一本化
- ・配偶者居住権と賃貸借の異なる点
- ・預貯金の払い戻し問題

などの法改正のポイントを解説していただきました。また、実務における実態や注意点などを、具体例を交えながらお話しいただきました。

清水弁護士は塾講師のご経験もあるとおっしゃっていた通り、大変わかりやすい講義でした。

研修に参加した多くの会員が熱心にメモを取る姿が印象的でした。

東三  
支部

## 令和元年度 支部親睦旅行

会報委員 鈴木 愛理沙

日 時 令和元年9月14日(土)

テーマ 『篠島観光と半田赤レンガ建物を巡る』

出席者 35名（幼児1名小学生2名を含む）



萩の花が風にゆれる9月、恒例の支部親睦旅行が催行されました。当日は前週までの台風や真夏日から一転、会員の心がけが良いためか、とても過ごしやすく澄んだ秋空の下、これまでの支部旅行とは一風変わった船での島旅へ出発しました。

最初の目的地、篠島は三河湾に浮かぶ離島で、日間賀島・佐久島と合わせて「三河湾三島」または「愛知三島」と呼ばれ、古くから伊勢神宮との関係が深く、三節祭には干鯛（御幣鯛）の神饌が行われることで知られています。

早朝、豊橋駅前を出発したときこそ薄曇りの空でしたが、師崎港から高速船に乗り、島へ渡るころには夏の名残の日差しが降り注いでまいりました。今回の旅では、島での自由時間を多くとったことで、

ビーチや島内の散策へ繰り出す会員の姿が多くみられました。眼前に広がるサンサンビーチは、白い砂浜と透き通った海がとても美しい砂浜で、島の人たちは前浜（ないば）と呼び親しんでいるそうです。実際、裸足で浅瀬に入ってみると、日本の海とは思えないほど海の透明度が高く、白い砂は細かく、割れた貝やごみ等の漂着物も無いため、どこか常夏の異国を訪れたような雰囲気さえ感じられました。

ちなみに東三支部の旅行では必ずと言ってよいほど旅程に含まれている入浴施設ですが、島+露天+オーシャンビューという好条件が揃ったこともあり、例年以上に入浴を楽しまれる会員が多くみられました。

昼食時には、鯛のしゃぶしゃぶをはじめ、島でとれた新鮮な海の幸を堪能し、普段の仕事ではあまり会う機会の無い会員と世代を超えて話に花が咲き、賑やかな宴となりました。

その後、再び船に乗り、一行は次の目的地である半田赤レンガ建物へ。明治時代にカブトビールの製造工場として建てられ、国の登録有形文化財にも登録されたレンガ造りのその重厚な佇まいは、圧巻でした。中に入ると赤レンガ建物の歴史がわかる展示スペースや、カフェ、お土産屋等があり、復刻されたカブトビールやフランクフルト、同じく半田市に本社をもつミツカンのフルーツ酢を使った酢ムージーを頂くことができました。

半田からの帰路、渋滞があり若干の遅れはありましたが、事故もなく、年に一度の支部旅行を楽しく過ごすことができました。バスガイドとして終始参加者に気を配り進行をしてくださった足木会員をはじめ、運転手さん、企画部の方々のおかげです。

長い一日でしたが、参加者の皆さん本当に疲れさまでした。

### ちょっとひと息 「著作権」

**Q** ある人の書いたイラストを、自分のホームページに載せる際、著作権者に電話で確認をとりましたが、これで大丈夫ですか。

**A** 契約は口頭でも有効ですので、電話で著作権者の了解をとれば、適法にイラストを利用できることになります。ただし、口頭の場合は、後日了解された利用方法や条件などで言った言わないのトラブルになる可能性がありますので、できるだけ文書による契約が望ましいと思います。

出典：文化庁HP「著作権Q & A」より

名古屋  
支部

## 常設無料相談会 (9月)

会報委員 金丸 洋

日 時 令和元年9月17日(火)

午後1時～4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 山本 有哲会員 廣瀬 亮一会員

瀧 秀隆会員 竹内 弘幸会員

件 数 3件



9月17日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

この日の1件目の相談は、相続についてで、地下鉄の広告で知ったとのことでした。相続登記も絡み、司法書士の先生を紹介することになりました。

2件目は七十代女性の方の相談で相続についての相談でした。この方も地下鉄の広告をご覧になり、今回の無料相談会を知ったとのことです。3件目も相続に関するご相談でした。

相談者の皆さんには知識や理解を深められ、より一層考えるきっかけになったのではないでしょうか。

尾張  
支部

## 建設環境部研修会

尾張支部 谷内 有美奈

日 時 令和元年9月21日(土)

午後3時～5時

場 所 パレッタ勝川2F (JR勝川駅前)

出席者 14名



尾張支部では9月21日(土)に支部研修が行われました。前半は「土地利用業務の基本 ケーススタディーと質問」。講師は内山克典会員。後半は「建設業の基本 ケーススタディーと質問」。講師は早川忠会員(中央支部)の二部制で研修会が開催されました。

お客様とのコミュニケーションの注意点や、業務をする上での確認点等の基本的な業務、また、業務を行う中での疑問点について事前に会員から質問を受け付け、それぞれの質問について回答を頂きました。2部制のため、それぞれ1時間という短い時間ではありましたが、ポイントを整理して頂き大変充実した研修となりました。

講師の先生方においてはお忙しい中、大変分かりやすい資料を準備して頂き誠にありがとうございました。

また、研修後は講師を交えて懇親会を行いました。懇親会では日頃の業務内容や、今後の行政書士業務について様々な意見交換を行うことができました。美味しい料理にお酒もすすみ、大いに盛り上がりました。

# 事務局だより

## ■令和元年8月

|        |                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1日(木)  | 子安副会長、須崎常務理事 県税務課来館対応<br>苦情対応委員会開催<br>市川副会長 職員辞令交付                                                                                           |
| 2日(金)  | 前田会長 中地協理事会出席<br>岩井常務理事 中地協担当者会議出席                                                                                                           |
| 6日(火)  | 経理部会開催<br>ADR手続説明会開催<br>米村常務理事 ライブ配信業者テスト出席<br>小柳津副会長、伊藤常務理事 自由業団体当番会出席                                                                      |
| 7日(水)  | 前田会長 日行連常任理事会出席<br>特定行政書士研修開催<br>会報9月号校正会議開催<br>法人経営部業務相談会開催<br>西堀副会長 職務上請求書窓口指導<br>小柳津副会長、田澤常務理事、平松・片桐理事 國際・私法部挨拶廻り                         |
| 8日(木)  | 前田会長 日行連常任理事会出席<br>西川相談役 日行連申取管理委員会出席<br>部長会開催<br>小椋委員長、佐藤委員 封印管理委員会打合せ<br>市川副会長、岩井常務理事、榎原理事、山本会員 東浦町役場都市計画課訪問<br>西堀副会長 職務上請求書窓口指導<br>新規登録受付 |
| 9日(金)  | 伊藤常務理事、水野・伊福理事 OVA21(駅西大画面広告)訪問<br>新規登録受付<br>飛田委員、森局長 休職職員面談                                                                                 |
| 13日(火) | 本会常設無料相談会開催<br>総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催                                                                                                    |
| 16日(金) | 前田会長 日行連編集会議出席<br>総務部打合せ開催                                                                                                                   |
| 19日(月) | 西川相談役 日行連会務法務省出入国在留管理庁長官訪問<br>伊藤常務理事、水野・伊福理事 中部経済新聞社表敬訪問                                                                                     |

|        |                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 20日(火) | 登録証交付式<br>職務上請求書ビデオ説明会開催<br>ADR手続説明会開催<br>総務部打合せ開催                                    |
| 21日(水) | 特定行政書士研修開催<br>申請取次行政書士管理委員会開催                                                         |
| 22日(木) | 西川相談役 日行連会務名古屋入管訪問<br>西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席<br>小柳津副会長、田澤常務理事、蓬田委員長 名古屋入管訪問<br>法人経営部会開催 |
| 23日(金) | 西川相談役 日行連申請取次実務研修会出席<br>法務部会開催<br>志水理事 災害復興支援に関する士業・ボランティア等の連携に関する連絡会議出席              |
| 24日(土) | 前田会長 井口由美子日政連会長就任祝賀会出席                                                                |
| 26日(月) | 初心者向け土地利用業務研修会開催                                                                      |
| 27日(火) | 建設環境部会開催<br>建設環境部業務研修会開催                                                              |
| 28日(水) | 県法務文書課指導検査対象者再選定開催                                                                    |

## ■令和元年9月

|       |                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2日(月) | 自販連との懇話会開催<br>運輸交通部会開催                                                                                                |
| 3日(火) | 企画情報部会開催<br>ADR手続説明会開催<br>ADR役員打合せ開催<br>西堀副会長 職務上請求書窓口指導<br>小柳津副会長、伊藤常務理事 熱田公証役場訪<br>小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事<br>自由業団体定例会出席 |
| 4日(水) | 前田会長 日行連常任理事会出席<br>特定行政書士研修開催<br>政連正副会長会開催<br>総務部会開催                                                                  |

|        |                                                                                                                         |        |                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5日(木)  | 前田会長 日行連常任理事会出席<br>正副会長会開催<br>苦情関係三委員会合同会議開催<br>国際・私法部会開催                                                               | 25日(水) | 前田会長 日行連役員と新潟会役員等打ち合わせ出席<br>法務部会開催<br>小柳津副会長、伊藤常務理事 中日新聞、東海ラジオ表敬訪問<br>小柳津副会長 伊藤常務理事 広告代理店来会館対応                            |
| 6日(金)  | 部長会開催                                                                                                                   | 26日(木) | 前田会長 日行連常任理事会出席<br>前田会長 日行連会長会出席<br>西川相談役 日行連仙台入管長訪問<br>建設環境部初心者向け業務研修会開催<br>外国人就労定着支援研修開催<br>小柳津副会長、田澤常務理事 中国成立70周年祝賀会出席 |
| 9日(月)  | 債権各論・契約についての研修会開催<br>埼玉会研修部との意見交換会開催                                                                                    | 27日(金) | 西川相談役 日行連申請取次事務研修会出席<br>申請取次行政書士管理委員会開催<br>竹田理事 東京法律専門学校名古屋校へ講師派遣<br>建設環境部業務相談会開催<br>前田会長 コスモスあいち総会出席                     |
| 10日(火) | 広報部会開催<br>本会常設無料相談会開催<br>総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催<br>日進市との空家対策協定書締結の事前準備開催<br>西堀副会長 職務上請求書窓口指導                        | 30日(月) | 小柳津副会長、伊藤常務理事 岐阜会・三重会との合同広報活動としてNHK名古屋放送局訪問<br>会報11月号編集会議開催<br>法人経営部会開催                                                   |
| 11日(水) | 封印名簿登載説明会開催<br>市川副会長、岩井常務理事 大原会世話人来館対応<br>新規登録受付                                                                        |        |                                                                                                                           |
| 12日(木) | 西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席<br>支部長会開催<br>役員打合せ開催<br>市川副会長 職務上請求書窓口指導<br>新規登録受付                                                 |        |                                                                                                                           |
| 13日(金) | 西川相談役 日行連申請取次事務研修会出席                                                                                                    |        |                                                                                                                           |
| 17日(火) | ADR手続説明会開催<br>第2回試験正副サブ責任者会議開催                                                                                          |        |                                                                                                                           |
| 18日(水) | 綱紀委員会開催<br>法人経営部研修会講師打合せ開催                                                                                              |        |                                                                                                                           |
| 19日(木) | 監察委員会開催<br>新年賀詞交換会に関する本会・政連連絡会開催                                                                                        |        |                                                                                                                           |
| 20日(金) | 登録証交付式<br>職務上請求書ビデオ説明会開催<br>前田会長、矢澤常務理事、千田理事 空き家対策に関する協定締結式出席<br>市川副会長、岩井・柴田常務理事 会員事務所訪問<br>市川副会長、岩井常務理事 ANAグランコート名古屋訪問 |        |                                                                                                                           |
| 24日(火) | 部長会開催<br>理事会開催<br>政連常任幹事会開催                                                                                             |        |                                                                                                                           |

# 会員の動向

令和元年9月25日現在  
個人会員数 3,055人  
法人会員数 45法人

## 新規登録入会者の紹介



事務所 行政書士事務所ひつじ  
豊田市下市場町6丁目47番地2 Central village B1東  
電話番号 所属支部 豊田

登録番号 第19191837号  
会員番号 第6167号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 出塚 孝二郎



事務所 行政書士法人倉敷昭久事務所 名古屋オフィス  
名古屋市中区錦2丁目19番21号 広小路TNビル7F  
電話番号 052-211-7805 所属支部 中央

登録番号 第19191841号  
会員番号 第6171号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 足立 幸一郎



事務所 行政書士石井健太郎事務所  
名古屋市千種区神田町25番11号（今池アイリス505号）  
電話番号 090-6618-2532 所属支部 中央

登録番号 第19191838号  
会員番号 第6168号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 石井 健太郎



事務所 行政書士事務所ネクストワン  
一宮市今伊勢町本神戸無量寺東15番地1  
電話番号 0586-25-8082 所属支部 一宮

登録番号 第19191842号  
会員番号 第6172号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 橋本 和政



事務所 行政書士事務所アプローチ  
名古屋市中区丸の内三丁目20番20号 チサンマンション丸の内第三707  
電話番号 052-253-8696 所属支部 中央

登録番号 第19191839号  
会員番号 第6169号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 後藤 隆太



事務所 寺嶽行政書士事務所  
名古屋市緑区鳴海町字相原町24番地の2  
電話番号 090-1286-0356 所属支部 名南

登録番号 第19191843号  
会員番号 第6173号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 寺嶽 直希



事務所 行政書士林和雄事務所  
知多郡東浦町大字藤江字ふじが丘6番地の13  
電話番号 0562-83-5491 所属支部 知多

登録番号 第19191840号  
会員番号 第6170号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 林 和雄



事務所 行政書士エムデザイン事務所  
みよし市明知町八弁田18番地3  
電話番号 0561-32-4305 所属支部 豊田

登録番号 第19191844号  
会員番号 第6174号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 三浦 元紀



登録番号 第19191845号  
会員番号 第6175号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 出口 裕士

事務所 出口裕士行政書士事務所  
岡崎市竜美東1丁目7番地13  
電話番号 0564-53-8182 所属支部 岡崎



登録番号 第19191850号  
会員番号 第6180号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 伊藤 宗利

事務所 行政書士伊藤事務所  
春日井市神屋町2298番地431  
電話番号 0568-93-0125 所属支部 尾張



登録番号 第19191846号  
会員番号 第6176号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 加藤 文剛

事務所 行政書士加藤文剛事務所  
名古屋市名東区本郷二丁目57番地 シーアイマンション第三本郷N-506号  
電話番号 052-772-0381 所属支部 中央



登録番号 第19192034号  
会員番号 第6181号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 野田 直季

事務所 野田直季行政書士事務所  
名古屋市中村区太閤1丁目1番2号 YNビル  
電話番号 052-459-0158 所属支部 名古屋



登録番号 第19191847号  
会員番号 第6177号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 渡邊 美泰子

事務所 行政書士ワタナベ事務所  
西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地3 豊山分譲住宅810号  
電話番号 0568-54-9269 所属支部 西北



登録番号 第19192035号  
会員番号 第6182号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 立松 智美

事務所 行政書士オフィスアイビー  
一宮市栄3丁目1番2号 尾張一宮駅前ビル6階 一宮市SOHOイキューベタワハウス  
電話番号 0586-55-1022 所属支部 一宮



登録番号 第19191848号  
会員番号 第6178号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 佐藤 昇

事務所 さくらだ行政書士事務所  
名古屋市熱田区桜田町11番10号  
電話番号 090-3315-2818 所属支部 名南



登録番号 第19192036号  
会員番号 第6183号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 中村 友悟

事務所 中村友悟行政書士事務所  
豊田市本町高根20番地6  
電話番号 0565-85-7922 所属支部 豊田



登録番号 第19191849号  
会員番号 第6179号  
入会年月日 令和1年8月1日  
氏名 小塚 真好

事務所 小塚真好行政書士事務所  
名古屋市守山区八剣二丁目1515番地 サンシティ八剣Ⅱ405号室  
電話番号 052-768-5433 所属支部 東名



登録番号 第19192037号  
会員番号 第6184号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 志喜屋 光

事務所 行政書士法人あいち行政&相続  
刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F  
電話番号 0566-62-5811 所属支部 碧海

## 会員の動向



登録番号 第19192038号  
会員番号 第6185号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 後藤 俊郎

事務所 行政書士後藤俊郎事務所  
名古屋市緑区大清水西223番地  
電話番号 052-877-6588 所属支部 名南



登録番号 第19192041号  
会員番号 第6188号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 水野 恵

事務所 行政書士川地英明事務所  
知立市広見2丁目28番地  
電話番号 0566-82-8422 所属支部 碧海



登録番号 第19192039号  
会員番号 第6186号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 福井 規晃

事務所 福井規晃行政書士事務所  
蒲郡市緑町12番44号  
電話番号 0533-68-8002 所属支部 東三



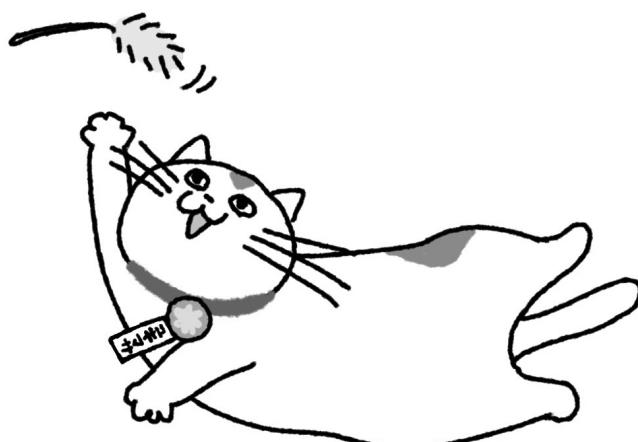
登録番号 第19192042号  
会員番号 第6189号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 兼本 栄二

事務所 ベリーフラワー行政書士事務所  
一宮市今伊勢町宮後字午新田下篠46番地8  
電話番号 0586-23-2237 所属支部 一宮



登録番号 第19192040号  
会員番号 第6187号  
入会年月日 令和1年9月1日  
氏名 宮田 俊英

事務所 行政書士宮田事務所  
名古屋市東区東桜一丁目14番12号 イースタンビル本館3031号  
電話番号 052-217-0891 所属支部 中央



## 事務所の変更案内

| 支部  | 会員名(上)・事務所名称(下) | 事務所所在地                                    | 郵便番号     | TEL          | 変更事項                         |
|-----|-----------------|-------------------------------------------|----------|--------------|------------------------------|
| 中央  | 吉岡 公明           |                                           |          | 052-957-6683 | 事務所電話番号                      |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 中央  | 高田 典子           | 名古屋市名東区高針原二丁目1805番地<br>金城園N-201           | 465-0073 |              | 事務所所在地                       |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 中央  | 後藤 剛志           | 名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 9 号<br>チサンマンション丸の内第二601号 | 460-0002 | 052-875-5002 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|     | しののめ事務所         |                                           |          |              |                              |
| 中央  | 石垣 貴久           | 名古屋市中区錦二丁目17番11号<br>伏見山京ビル511             | 460-0003 |              | 事務所所在地                       |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 中央  | 染木 満則           | 名古屋市中区丸の内 3 丁目13番29号<br>グランビル第2丸の内3 A     | 460-0002 | 052-253-9540 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 西北  | 石原 健嗣           | 名古屋市北区清水一丁目 9 番 8 号<br>青山ビル 3 A           | 462-0844 | 052-746-9406 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 西北  | 武田 真由美          | 名古屋市西区又穂町 5 丁目63番地の 2                     | 451-0014 | 052-885-0022 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 西北  | 山田 啓太           | 名古屋市北区清水三丁目12番15号                         | 462-0844 | 052-908-3931 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 名古屋 | 福嶋 隆司           | 名古屋市中川区太平通七丁目 3 番地<br>Villa LinaB         | 454-0838 |              | 事務所所在地                       |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 名古屋 | 宮城 竜哉           | 名古屋市中村区森末町 1 丁目58番地<br>豊臣ビル206号           | 453-0052 | 052-756-4870 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|     | 行政書士宮城綜合事務所     |                                           |          |              |                              |
| 尾張  | 小川 和則           |                                           |          | 0568-34-3303 | 事務所電話番号                      |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 一宮  | 佐枝 純一           |                                           |          | 0586-71-7220 | 事務所電話番号                      |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 一宮  | 岸田 満            | 一宮市木曾川町玉ノ井字高畠38番地                         | 493-0004 |              | 事務所所在地                       |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 海部  | 松村 和敬           | 海部郡蟹江町富吉四丁目102番地<br>近鉄富吉第二ビル店舗 2 号        | 497-0058 | 0567-55-9901 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 海部  | 神田 龍男           |                                           |          |              | 事務所名称                        |
|     | テンプラス行政書士事務所    |                                           |          |              |                              |
| 知多  | 土井 孝仁           |                                           |          | 0562-51-6204 | 事務所電話番号                      |
|     |                 |                                           |          |              |                              |
| 岡崎  | 左右田 崇           | 額田郡幸田町大字野場字釜ヶ石68番地                        | 444-0128 | 0564-83-6153 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|     | 行政書士左右田崇事務所     |                                           |          |              |                              |
| 新城  | 古橋 通亘           |                                           |          |              | 事務所名称                        |
|     | 行政書士法人桜坂設計      |                                           |          |              |                              |
| 新城  | 鈴木 基雄           |                                           |          |              | 事務所名称                        |
|     | 行政書士法人桜坂設計      |                                           |          |              |                              |
| 東三  | 竹田 嘉之           | 豊橋市小畠町445番地                               | 440-0873 | 0532-53-6277 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|     |                 |                                           |          |              |                              |

## 法人会員の変更案内

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 法 人 番 号   | 第0801503号        |
| 会 員 番 号   | 第H16号            |
| 法 人 の 名 称 | サポート行政書士法人       |
| 従たる事務所の名称 | サポート行政書士法人 名古屋支店 |
| 社員名（加入）   | 井浪 竜馬            |
| 変 更 事 由   | 社員の加入            |
| 所 属 支 部   | 名古屋              |

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 法 人 番 号   | 第1706101号                   |
| 会 員 番 号   | 第H46号                       |
| 法 人 の 名 称 | 行政書士法人アーバン                  |
| 主たる事務所の名称 | 行政書士法人アーバン                  |
| 従たる事務所の名称 | 行政書士法人アーバン 名古屋登録事務所         |
| 従たる事務所    | 名古屋市中川区太平通七丁目3番地Villa LinaB |
| 変 更 事 由   | 従たる事務所所在地                   |
| 所 属 支 部   | 名古屋                         |

## 新規法人登録入会の紹介

|            |               |
|------------|---------------|
| 法 人 番 号    | 第1904101号     |
| 会 員 番 号    | 第H59号         |
| 入 会 年 月 日  | 令和1年8月1日      |
| 法 人 の 名 称  | 行政書士法人桜坂設計    |
| 主たる事務所の名称  | 行政書士法人桜坂設計    |
| 主たる事務所     | 新城市字橋向15番地    |
| 主たる事務所電話番号 | 080-1575-3035 |
| 所 属 支 部    | 新城            |

## 退会者のお知らせ

令和元年9月25日現在

| 支部  | 氏 名     | 退会日       |
|-----|---------|-----------|
| 名古屋 | 眞 谷 誠   | 令和元年7月31日 |
| 名南  | 山 本 忠 範 | 令和元年7月31日 |
| 東名  | 北 野 正 一 | 令和元年7月31日 |
| 西北  | 五 島 梨 佐 | 令和元年8月30日 |
| 東名  | 飯 島 敦   | 令和元年8月31日 |
| 東名  | 鈴 木 祐 二 | 令和元年8月31日 |
| 新城  | 林 哲 夫   | 令和元年9月9日  |

## ご逝去会員のお知らせ

知多支部 浦崎詔雄会員 令和元年8月27日ご逝去（享年76歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会  
会長 前田 望



## COSMOS通信11月号

## 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

**一般社団法人コスモス成年後見  
サポートセンター  
愛知県支部令和元年度定時総会報告**

日 時 令和元年 9月27日(金)

午後3時～4時30分

ところ 愛知県行政書士会館 3階ABC会議室

出席者 53人（内、有効委任状数23人）

午後3時に八十川総務財政部長の司会進行に始まり、平松副支部長の「開会の辞」により、本総会は開会されました。

内藤支部長の挨拶の後、ご来賓である愛知県行政書士会会长前田望様よりご祝辞を賜り、その後、本総会審議に入りました。

なお、議長は池山正彦会員が、副議長は矢野快子会員が選任されました。

議案は下記の通り、順次審議が進行していきました。

記

第1号議案 平成30年度事業経過報告

第2号議案 平成30年度会計決算承認の件 (承認)

第3号議案 令和元年度事業計画（案）承認の件

(承認)

第4号議案 令和元年度収支予算（案）承認の件

(承認)

第5号議案 支部設置規則第5条の規定による

役員選任の件 (承認)

なお、本総会には6件の質問が寄せられ、執行部より質問に対して丁寧な回答がなされました。

その後、コスマスの歌

「心に花を咲かせるために」

を全員で合唱し、会員の結束を確認し、内藤前支部長及び平松新支部長から挨拶の後、吉川副支部長の「閉会の辞」により、本総会は盛会のうちに閉会いたしました。

**セミナー・相談会の開催報告**

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 日 時   | 令和元年 8月 9日(金) 午前9時～午後3時 |
| 場 所   | 中京銀行高針支店                |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会              |
| 相 談 員 | 森田 哲也会員 青木 茂隆会員         |
| 相 談 者 | 2名                      |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和元年 8月 8日(木) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 小牧市役所                 |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会            |
| 相 談 員 | 丹羽 友道会員 堀 己喜男会員       |
| 相 談 者 | 3名                    |

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日 時   | 令和元年 8月 16日(金) 午前9時～午後3時 |
| 場 所   | 中京銀行島田支店                 |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会               |
| 相 談 員 | 西山 秀夫会員 清水 良枝会員          |
| 相 談 者 | 3名                       |

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 日 時     | 令和元年 8月 21日(水) 午後1時～4時    |
| 場 所     | 犬山市福祉会館                   |
| 寸 劇     | 劇団コスマスあいちによる「任意成年後見制度」の寸劇 |
| セミナー    | 成年後見について 講師 清水 良枝会員       |
|         | 民事信託について 講師 堀 己喜男会員       |
| 参 加 人 数 | 17名                       |
| 無料相談会   | 成年後見等無料相談会                |
| 相 談 員   | 堀 己喜男会員 有我 昌久会員           |
| 相 談 者   | 1名                        |

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日 時   | 令和元年 8月 23日(金) 午前9時～午後3時 |
| 場 所   | 中京銀行勝川支店                 |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会               |
| 相 談 員 | 丹羽 友道会員 清水 良枝会員          |
| 相 談 者 | 3名                       |

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 日 時     | 令和元年 8月 31日(土)<br>午後1時30分～2時30分 |
| 場 所     | 豊川市商工会議所                        |
| 寸 劇     | 劇団コスマスあいちによる「成年後見制度」の寸劇         |
| 説 明 会   | 成年後見について説明 講師 岡田業務管理部長          |
| 参 加 人 数 | 59名                             |

## コスモスあいちコーナー

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和元年9月4日(水) 午前9時～午後3時 |
| 場 所   | 中京銀行高針支店              |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会            |
| 相 談 員 | 日下監事 森田 哲也会員          |
| 相 談 者 | 2名                    |

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 日 時   | 令和元年9月9日(月) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 岩倉市役所               |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会          |
| 相 談 員 | 菅原 勝行会員             |
| 相 談 者 | 0名                  |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 日 時   | 令和元年9月11日(水) 午前9時～午後3時 |
| 場 所   | 中京銀行鳴子支店               |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会             |
| 相 談 員 | 西山 秀夫会員 森田 哲也会員        |
| 相 談 者 | 2名                     |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 日 時   | 令和元年9月17日(火) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 北名古屋市役所東庁舎           |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会           |
| 相 談 員 | 池山 正彦会員 溝口 博会員       |
| 相 談 者 | 0名                   |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 日 時   | 令和元年9月18日(水) 午前9時～午後3時 |
| 場 所   | 中京銀行岡崎支店               |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会             |
| 相 談 員 | 澤田幹事 西山 秀夫会員           |
| 相 談 者 | 1名                     |

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 日 時   | 令和元年9月28日(土) 午前11時～午後4時                      |
| 場 所   | オアシス21 銀河の広場<br>中区安心・安全・快適なまちづくりフェス<br>タ2019 |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会                                   |
| 相 談 員 | 日下監事 清水 良枝会員                                 |
| 相 談 者 | 2名                                           |

### セミナー・相談会の開催予定

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日 時   | 令和元年11月10日(日) 午前10時～午後3時 |
| 場 所   | 守山区社会福祉協議会事務所2F          |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会               |

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 日 時    | 令和元年11月13日(水)                    |
| 場 所    | 午後1時30分～4時30分<br>小牧市総合福祉センター小ホール |
| 市民公開講座 | 成年後見等セミナー                        |
| 無料相談会  | 成年後見等無料相談会                       |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和元年11月20日(水) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 犬山市福祉会館               |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会            |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和元年11月21日(木) 午後1時～3時 |
| 場 所   | 扶桑町老人憩いの家             |
| セミナー  | 任意後見等セミナー             |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会            |

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日 時   | 令和元年11月24日(日) 午前10時～午後4時 |
| 場 所   | 天白区役所講堂他(みんなのフェスタ2019)   |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会               |

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 日 時   | 令和元年12月12日(木) 午後1時30分～4時 |
| 場 所   | 小牧市役所                    |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会               |

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 日 時   | 令和元年12月13日(金) 午後2時～4時        |
| 場 所   | 名古屋銀行ハートフルプラザ(大名古屋ビルディング16F) |
| 寸劇    | 劇団コスモスによる「成年後見制度」の寸劇         |
| セミナー  | 成年後見制度のセミナー                  |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会                   |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和元年12月17日(火) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 北名古屋市役所西庁舎            |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会            |

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 日 時   | 令和2年1月10日(金)<br>午後1時30分～3時30分 |
| 場 所   | 江南市役所西分庁舎                     |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会                    |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 日 時   | 令和2年1月20日(月) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 岩倉市役所                |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会           |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 日 時   | 令和2年1月22日(水) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 春日井市東部市民センター第3集会室    |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会           |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 日 時   | 令和2年2月19日(水) 午後1時～4時 |
| 場 所   | 犬山市福祉会館              |
| 無料相談会 | 成年後見等無料相談会           |

### コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。  
 申込先 コスモスあいち事務局  
 TEL 052-908-3022

## あとがき

7月号で地球温暖化の事を書きましたが、9/24の『国連温暖化対策サミット』で、学校を休んで活動しているスウェーデンの16歳の少女が、涙ながらに演説しました。内容は強烈なものでした。

各国首脳に対して、「あなた方は、若者に希望を見いだそうと集まっています。よく、そんなことが言えますね。あなた方は、その空虚なことばで私の子ども時代の夢を奪いました」「あなた方の話す事は、お金や永遠に続く経済成長というおとぎ話ばかり、必要な政策も解決策もまだ見当たらないのに、目を背け、ここに来て“十分やっている”なんてよく言えますね」「あなた方が私たちを裏切る選択をすれば、“私はあなた達を絶対許さない”」

2017年6月「パリ協定離脱」を表明したトランプ大統領も15分程度で席を立ったが、大統領の後姿を見つめる彼女の怒りに満ちた険しい眼差しが全てを物語っている。どの国も自国の安全保障には積極的に取組むが、私達人類が『生と営みを受けられたこの地球の安全保障』を、絶対蔑ろにしてはいけない。

会報委員長 長峰 均

### 訂正とおわび

9月号会報のP6の人名に誤りがございました。  
おわびして訂正致します。

誤：久野 真枝

正：久野 真技

### 《今月の表紙》 田縣神社

小牧市にある神社です。

古来より五穀豊穣、家業繁栄、開拓の祖神として崇められており、恋愛、子宝、安産、縁結び、夫婦円満、商売繁昌、厄除開運、諸病の平癒の守護神として、日本全国、世界各国の人々から注目されています。

御祭神は御歳神（ミトシノカミ）と玉姫命（タマヒメノミコト）です。

特に有名な行事は、毎年3月15日に行われる豊年祭で、直径60センチメートル、長さ2メートルの大男茎形を毎年新しく檜で作成し、それを厄男達が御輿に担ぎ、奉納し、五穀豊穣、万物育成、子孫繁栄を祈願します。海外から多くの見物客が押し寄せ、テレビ等のニュースでも取り上げられます。

#### 交通案内

名鉄小牧線、田縣神社前駅下車、徒歩5分。

自動車の場合は、境内無料駐車場が50台分ほどあります。

(豊年祭の日（3月15日）の利用は出来ません。)

写真提供：加藤 敏明（許諾済）

### 会報297号 担当

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 広報部 | 担当副会長 | 小柳津えみ |
|     | 部長    | 伊藤 直仁 |
|     | 次長    | 水野 悠  |
|     | 部員    | 戸加里邦子 |
|     | 部員    | 山本 篤  |
|     | 委員    | 吉川 明宏 |

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 会報委員会 | 委員長     | 長峰 均  |
|       | 副委員長    | 奥 智子  |
|       | 本号担当委員  |       |
|       | (表紙)    | 加藤 敏明 |
|       | (会員訪問記) | 鈴木愛理沙 |

### 会報297号 令和元年11月1日発行

発行人 前田 望

編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL〈052〉931-4068（代）

FAX〈052〉932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

# 新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び  
愛知県行政書士政治連盟共催

日時 令和2年1月14日(火)  
(午後5時開会)

★受付開始は午後4時からです。

場所 キャッスルプラザ  
4階 鳳凰の間  
名古屋市中村区名駅4-3-25



名古屋駅ユニモール地下街11番出口すぐ

## 一愛知県行政書士会会員へのお知らせー 令和2年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式の他に、壁掛け式カレンダーを500部程度作成いたします。

壁掛け式カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より本会1階事務局に用意をいたします。

「お一人様1部」のお願いと、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

## 行政書士ADRセンター愛知

### 自転車事故に関する紛争※



- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

\*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。  
※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

### 居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争



- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※



- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争



- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体: 愛知県行政書士会(所管):行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
- d) 実 施 日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで (祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分